

に類する者をいう。

六 外国組合契約 外国における投資事業有限責任組合契約に関する法律第三条

第一項に規定する投資事業有限責任組合契約に類する契約をいう。

3| 第一項の規定は、非居住者又は外国法人が、同項の規定の適用を受けようとする旨、その者の氏名又は名称及び住所（国内に居所を有する非居住者にあつては、居所。以下この条において同じ。）その他の財務省令で定める事項を記載した書類（以下この条において「特例適用申告書」という。）に同項第一号から第三号までに掲げる要件を満たすものであることを証する書類として財務省令で定める書類を添付して、これを、投資組合契約に係る投資組合の無限責任組合員で所得税法第六十一条第一号の二に掲げる国内源泉所得の同号に規定する配分の取扱いをする者（以下この条において「配分の取扱者」という。）を経由して当該国内源泉所得に係る所得税の同法第十七条の規定による納税地（同法第十八条第二項の規定による指定があつた場合には、その指定をされた納税地）の所轄税務署長に提出しており、かつ、当該投資組合契約の締結の日からその提出の日までの間継続して第一項各号に掲げる要件を満たしている場合に限り、その提出の日以後の期間について、適用する。

4| 特例適用申告書を提出した者が第一項各号に掲げる要件のいずれかを満たさないこととなつた場合には、その満たさないこととなつた日以後は、当該特例適用申告書に係る投資組合の解散その他の政令で定める事由が生ずる日までの間は、同項の規定は、適用しない。

5| 第三項の場合において、特例適用申告書が同項に規定する税務署長に提出されたときは、当該特例適用申告書に係る配分の取扱者においてその受理がされた日にその提出があつたものとみなす。

6| 特例適用申告書を提出する者は、その提出の際、その經由する配分の取扱者にその者が非居住者又は外国法人に該当することを証する書類として財務省令で定める書類を提示しなければならないものとし、当該配分の取扱者は、当該特例適用申告書に記載されている氏名又は名称及び住所を当該書類により確認しなければならないものとする。

7| 特例適用申告書を提出した者が、その提出後、当該特例適用申告書に記載した第三項に規定する財務省令で定める事項の変更をした場合には、その者は、その変更をした日以後最初に当該特例適用申告書に係る投資組合契約に基づいて受ける所得税法第六十一条第一号の二に掲げる国内源泉所得の同法第二百十二条第五項の規定により支払があつたものとみなされる日の前日（その者が非居住者で

ある場合にあつては、当該前日又は当該変更をした日以後最初に同法第六十一条に規定する国内源泉所得を有することとなつた日の属する年の翌年三月十五日のいずれか早い日）までに、その変更をした後の氏名又は名称及び住所その他の財務省令で定める事項を記載した書類（次項及び第九項において「変更申告書」という。）並びに当該変更が当該特例適用申告書に係る投資組合契約の内容の変更である場合にはその変更後においても第一項第一号から第三号までに掲げる要件を満たすものであることを証する書類として財務省令で定める書類を、当該特例適用申告書に係る配分の取扱者を経由して第三項に規定する税務署長に提出しなければならない。

8 第四項の規定は特例適用申告書を提出した者が前項の規定により提出すべき変更申告書を提出しなかつた場合について、第五項の規定は前項の規定により変更申告書を提出する者が当該変更申告書を提出する場合について、第六項の規定は前項の規定により変更申告書を提出する者がその氏名若しくは名称又は住所の変更をしたことにより当該変更申告書を提出する場合について、それぞれ準用する。この場合において、第四項中「第一項各号に掲げる要件のいずれかを満たさないこととなつた」とあるのは「第七項の規定により提出すべき同項に規定する変更申告書（次項及び第六項において「変更申告書」という。）を提出しなかつた」と、「その満たさない」とあるのは「その該当する」と、「同項」とあるのは「第一項」と、第五項中「第三項」とあるのは「第七項」と、「特例適用申告書」とあるのは「変更申告書」と、「同項」とあるのは「第三項」と、第六項中「特例適用申告書」とあるのは「変更申告書」と読み替えるものとする。

9 第三項の規定により特例適用申告書を提出した非居住者（第七項の規定により変更申告書を提出した非居住者を含む。）は、第一項の規定の適用により所得税法第六十五条に規定する総合課税に係る所得税の課税標準とされないこととなる同法第六十一条に規定する国内源泉所得に係る所得の金額を有する場合には、政令で定めるところにより、当該国内源泉所得の明細その他の財務省令で定める事項を記載した書類を税務署長に提出しなければならない。

10 第一項の規定の適用を受ける非居住者又は外国法人が締結している投資組合契約に係る配分の取扱者は、所得税法第二百二十七条の二の規定により当該非居住者又は外国法人につき提出する同条の投資事業有限責任組合に係る組合員所得に関する計算書に、当該非居住者又は外国法人が第三項の規定により特例適用申告書を提出している旨その他の財務省令で定める事項を記載しなければならない。

11 第三項から前項までに定めるもののほか、第一項の規定の適用その他投資組合

契約を締結している非居住者に係る所得税に関する法令の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(外国金融機関等の債券現先取引に係る利子の課税の特例)

第四十二条の二 外国金融機関等が、平成十四年四月一日以後に開始した次に掲げる債券に係る所得税法第六十一条第六号に規定する政令で定める債券の買戻又は売戻条件付売買取引(政令で定める要件を満たすものに限る。第十項において「債券現先取引」という。)につき、特定金融機関等から同号に掲げる利子の支払を受ける場合には、その支払を受ける利子(政令で定めるものを除く。以下この条において「特定利子」という。)については、所得税を課さない。

一 三 省 略

2 11 省 略

(特定振替国債等の譲渡の対価等の支払調書等の提出等に係る罰則)

第四十二条の三 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

一 省 略

二 第九条の四の二第二項に規定する上場証券投資信託の償還金等の支払調書、

第二十九条の二第五項に規定する特定新株予約権等の付与に関する調書若しくは同条第六項に規定する特定株式等の異動状況に関する調書、第三十七条の十一の三第七項に規定する報告書又は第四十一条の二十二第二十一項に規定する特定振替国債等の譲渡対価の支払調書若しくは同条第二十二項に規定する特定振替国債等の償還金等の支払調書をこれらの調書若しくは報告書の提出期限までに税務署長に提出せず、又はこれらの調書若しくは報告書に偽りの記載若しくは記録をして税務署長に提出した者

三 四 省 略

五 第九条の四の二第四項、第二十九条の二第九項、第三十七条の十一の三第十二項又は第四十一条の二十五項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは偽りの答弁をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

六 第九条の四の二第四項、第二十九条の二第九項、第三十七条の十一の三第十二項又は第四十一条の二十五項の規定による検査に関し偽りの記載又は

(外国金融機関等の債券現先取引に係る利子の課税の特例)

第四十二条の二 外国金融機関等が、平成十四年四月一日以後に開始した所得税法第六十一条第六号に掲げる国内源泉所得の基因となる次に掲げる債券の買戻又は売戻条件付売買取引として政令で定めるもの(政令で定める要件を満たすものに限る。第十項において「債券現先取引」という。)につき、特定金融機関等から同号に掲げる利子の支払を受ける場合には、その支払を受ける利子(政令で定めるものを除く。以下この条において「特定利子」という。)については、所得税を課さない。

一 三 同 上

2 11 同 上

(特定振替国債等の譲渡の対価等の支払調書等の提出等に係る罰則)

第四十二条の三 同 上

一 同 上

二 第二十九条の二第五項に規定する特定新株予約権等の付与に関する調書若しくは同条第六項に規定する特定株式等の異動状況に関する調書、第三十七条の十一の三第七項に規定する報告書又は第四十一条の二十二第二十一項に規定する特定振替国債等の譲渡対価の支払調書若しくは同条第二十二項に規定する特定振替国債等の償還金等の支払調書をこれらの調書若しくは報告書の提出期限までに税務署長に提出せず、又はこれらの調書若しくは報告書に偽りの記載若しくは記録をして税務署長に提出した者

三 四 同 上

五 第二十九条の二第九項、第三十七条の十一の三第十二項又は第四十一条の二十五項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは偽りの答弁をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

六 第二十九条の二第九項、第三十七条の十一の三第十二項又は第四十一条の二十五項の規定による検査に関し偽りの記載又は記録をした帳簿書類を提

記録をした帳簿書類を提示した者

2 省 略

3 第九条の四の二第二項に規定する上場証券投資信託の償還金等の支払調書、第二十九条の二第五項に規定する特定新株予約権等の付与に関する調書若しくは同条第六項に規定する特定株式等の異動状況に関する調書、第三十七条の十一の三第七項に規定する報告書又は第四十一条の二十二第二十一項に規定する特定振替国債等の譲渡対価の支払調書若しくは同条第二十二項に規定する特定振替国債等の償還金等の支払調書の提出に関する調査に関する事務に従事している者又は従事していた者が、その事務に関して知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用したときは、これを二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

4・5 省 略

第一節 中小企業者等の法人税率の特例

第四十二条の三の二 次の表の第一欄に掲げる法人又は人格のない社団等の平成二十一年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間に終了する各事業年度の所得に係る法人税法その他法人税に関する法令の規定の適用については、同欄に掲げる法人又は人格のない社団等の区分に応じ同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる税率は、同表の第四欄に掲げる税率とする。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
一 法人税法第二十九条に規定する普通法人のうち当該各事業年度終了の時ににおいて資本金の額若しくは出資金の額が一億円以下であるもの若しくは資本若しくは出資を有しないもの（保険業法に	法人税法第六十六条第二項及び第四百三十三条第二項	百分の二十二	百分の十八

示した者

2 同 上

3 第二十九条の二第五項に規定する特定新株予約権等の付与に関する調書若しくは同条第六項に規定する特定株式等の異動状況に関する調書、第三十七条の十一の三第七項に規定する報告書又は第四十一条の二十二第二十一項に規定する特定振替国債等の譲渡対価の支払調書若しくは同条第二十二項に規定する特定振替国債等の償還金等の支払調書の提出に関する調査に関する事務に従事している者又は従事していた者が、その事務に関して知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用したときは、これを二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

4・5 同 上

規定する相互会社及びこれに準ずるものとして政令で定めるもの並びに第四号に掲げる法人を除く。）又は人格のない社団等	二 一般社団法人等（法人税法別表第二に掲げる一般社団法人及び一般財団法人並びに公益社団法人及び公益財団法人をいう。）又は同法以外の法律によつて公益法人等（法人税法第二条第六号に規定する公益法人等をいう。次号において同じ。）とみなされているもので政令で定めるものの	三 公益法人等（前号に掲げる法人を除く。）又は法人税法第二条第七号に規定する協同組合等（第六十八条第一項に規定する
	法人税法第六十六條第二項	同法第六十六條第三項
	百分の二十二	百分の二十二
	百分の十八	百分の二十二（各事業年度の所得の金額のうち年八百万円以下の金額については、百分の十八）

協同組合等を除く 一			
四 第六十七条の二 第一項の規定による承認を受けている同項に規定する医療法人	同項	百分の二十二	百分の二十二（各事業年度の所得の金額のうち、年八百万円以下の金額については、百分の十八） 一

2 第六十八条第一項に規定する協同組合等の平成二十一年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間に終了する各事業年度の所得に係る法人税法その他法人税に関する法令の規定の適用については、同項中「百分の二十二（各事業年度の所得の金額のうち十億円（事業年度が一年に満たない協同組合等については、十億円に当該事業年度の月数を乗じてこれを十二で除して計算した金額とする。）を超える部分の金額については、百分の二十六）」とあるのは、「百分の二十二（各事業年度の所得の金額のうち、八百万円（事業年度が一年に満たない協同組合等については、八百万円に当該事業年度の月数を乗じてこれを十二で除して計算した金額とする。）以下の部分の金額については百分の十八とし、十億円（事業年度が一年に満たない協同組合等については、十億円に当該事業年度の月数を乗じてこれを十二で除して計算した金額とする。）を超える部分の金額については百分の二十六とする。）」とする。

3 事業年度が一年に満たない第一項の表の第三号及び第四号に掲げる法人に対する同項（同表の第三号及び第四号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同表の第三号及び第四号中「年八百万円」とあるのは、「八百万円を十二で除し、これに当該事業年度の月数を乗じて計算した金額」とする。

4 前項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

5 前二項に定めるもののほか、第一項又は第二項の規定の適用がある場合における法人税法その他法人税に関する法令の規定に関する技術的読替えその他第一項又は第二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第一節の二 特別税額控除及び減価償却の特例

(エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除)

第四十二条の五 青色申告書を提出する法人が、平成四年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの期間(次項において「指定期間」という。)内にその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのない次に掲げる減価償却資産(以下この条において「エネルギー需給構造改革推進設備等」という。)を取得し、又はエネルギー需給構造改革推進設備等を製作し、若しくは建設して、これをその取得し、又は製作し、若しくは建設した日から一年以内に国内にある当該法人の事業の用に供した場合(第一号から第三号までに掲げる減価償却資産を貸付けの用に供した場合、第二号に掲げる減価償却資産を電気事業法第二条第一項第九号に規定する電気事業の用に供した場合及び第四号に掲げる減価償却資産を住宅の用に供した場合を除く。次項及び第六項において同じ。)には、その事業の用に供した日を含む事業年度(解散(合併による解散を除く。)の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。次項及び第十一項において「供用年度」という。)の当該エネルギー需給構造改革推進設備等に係る償却費として損金の額に算入する金額の限度額(以下この節において「償却限度額」という。)は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該エネルギー需給構造改革推進設備等の普通償却限度額(同条第一項に規定する償却限度額又は同条第二項に規定する償却限度額に相当する金額をいう。以下この節において同じ。)と特別償却限度額(当該エネルギー需給構造改革推進設備等の取得価額(第一号又は第三号に掲げる減価償却資産にあつては、当該取得価額に政令で定める割合を乗じて計算した金額。次項において「基準取得価額」という。)の百分の三十に相当する金額をいう。)との合計額とする。

一四 省 略

25 省 略

6 青色申告書を提出する法人が、平成二十一年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間にエネルギー需給構造改革推進設備等を取得し、又はエネルギー需給構造改革推進設備等を製作し、若しくは建設して、これをその取得し、又は製作し、若しくは建設した日から一年以内に国内にある当該法人の事業の用に供した場合における第一項に規定する特別償却限度額は、同項の規定にかかわらず、当該エネルギー需給構造改革推進設備等の取得価額から普通償却限度額を控除

第一節 特別税額控除及び減価償却の特例

(エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除)

第四十二条の五 青色申告書を提出する法人が、平成四年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの期間(次項において「指定期間」という。)内にその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのない次に掲げる減価償却資産(以下この条において「エネルギー需給構造改革推進設備等」という。)を取得し、又はエネルギー需給構造改革推進設備等を製作し、若しくは建設して、これをその取得し、又は製作し、若しくは建設した日から一年以内に国内にある当該法人の事業の用に供した場合(第一号から第三号までに掲げる減価償却資産を貸付けの用に供した場合、第二号に掲げる減価償却資産を電気事業法第二条第一項第九号に規定する電気事業の用に供した場合及び第四号に掲げる減価償却資産を住宅の用に供した場合を除く。次項において同じ。)には、その事業の用に供した日を含む事業年度(解散(合併による解散を除く。)の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。次項及び第九項において「供用年度」という。)の当該エネルギー需給構造改革推進設備等に係る償却費として損金の額に算入する金額の限度額(以下この節において「償却限度額」という。)は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該エネルギー需給構造改革推進設備等の普通償却限度額(同条第一項に規定する償却限度額又は同条第二項に規定する償却限度額に相当する金額をいう。以下この節において同じ。)と特別償却限度額(当該エネルギー需給構造改革推進設備等の取得価額(第一号又は第三号に掲げる減価償却資産にあつては、当該取得価額に政令で定める割合を乗じて計算した金額。次項において「基準取得価額」という。)の百分の三十に相当する金額をいう。)との合計額とする。

一四 同 上

25 同 上

した金額に相当する金額とする。

7| 法人の有する減価償却資産で、前項の規定の適用を受けたもの（当該法人の事業年度開始の日前一年以内に開始した事業年度が連結事業年度に該当する場合には、第六十八條の十第六項の規定の適用を受けたもの）又は前項の規定の適用を受けることができるものに係る第五十二條の二及び第五十二條の三の規定の適用については、第五十二條の二第一項中「第四十二條の五第一項」とあるのは「第四十二條の五第一項若しくは第六項」と、「第六十八條の四十第一項」とあるのは「第六十八條の四十第一項（第六十八條の十第七項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下この条において同じ。）」と、第五十二條の三第一項中「前条第一項」とあるのは「前条第一項（第四十二條の五第七項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、同条第二項中「場合（第六十八條の四十一第一項」とあるのは「場合（第六十八條の四十一第一項（第六十八條の十第七項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下この条において同じ。）」と、「同条第一項」とあるのは「第六十八條の四十一第一項」とする。

8| 第一項及び第六項の規定は、法人が所有権移転外リース取引（法人税法第六十四條の二第三項に規定するリース取引のうち所有権が移転しないものとして政令で定めるものをいう。以下この章において同じ。）により取得したエネルギー需給構造改革推進設備等については、適用しない。

9| 第一項及び第六項の規定は、確定申告書等に第一項に規定する償却限度額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。

10| 省 略

11| 省 略

12| 省 略

13| 省 略

14| 第五項の規定の適用を受けた場合における第三項に規定する繰越税額控除限度超過額の計算その他第一項から第十二項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（事業基盤強化設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除）

第四十二條の七 青色申告書を提出する法人で次の各号に掲げるもの（以下この条において「特定中小企業者等」という。）が、昭和六十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの期間（次項において「指定期間」という。）内に、その製作の後事業の用に供されたことのない当該各号に定める機械及び装置並びに

6| 第一項の規定は、法人が所有権移転外リース取引（法人税法第六十四條の二第三項に規定するリース取引のうち所有権が移転しないものとして政令で定めるものをいう。以下この章において同じ。）により取得したエネルギー需給構造改革推進設備等については、適用しない。

7| 第一項の規定は、確定申告書等に同項に規定する償却限度額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。

8| 同 上

9| 同 上

10| 同 上

11| 同 上

12| 第五項の規定の適用を受けた場合における第三項に規定する繰越税額控除限度超過額の計算その他第一項から第十項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（事業基盤強化設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除）

第四十二條の七 青色申告書を提出する法人で次の各号に掲げるもの（以下この条において「特定中小企業者等」という。）が、昭和六十二年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの期間（次項において「指定期間」という。）内に、その製作の後事業の用に供されたことのない当該各号に定める機械及び装置並びに

器具及び備品で政令で定める規模のもの（以下この条において「事業基盤強化設備」という。）を取得し、又は事業基盤強化設備を製作して、これを国内にある当該特定中小企業者等の営む事業の用に供した場合（貸付けの用に供した場合を除く。次項において同じ。）には、その事業の用に供した日を含む事業年度（解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。以下この条において「供用年度」という。）の当該事業基盤強化設備の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該事業基盤強化設備の普通償却限度額と特別償却限度額（当該事業基盤強化設備の取得価額（第四号に規定する大規模法人が取得し、又は製作した同号に定める資産については、当該取得価額に政令で定める割合を乗じて計算した金額）の百分の三十に相当する金額をいう。）との合計額とする。）

一七 省 略

24 省 略

5 中小企業者等で青色申告書を提出するものの平成二十年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間に開始する各事業年度（解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。）において、当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される教育訓練費の額（その教育訓練費に充てるため他の者（当該中小企業者等との間に連結完全支配関係がある他の連結法人を含む。）から支払を受ける金額がある場合には、当該金額を控除した金額。以下この項において同じ。）がある場合において、当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される労務費の額のうち当該教育訓練費の額の占める割合（以下この項において「教育訓練費割合」という。）が百分の〇・一五以上であるときは、当該中小企業者等の当該事業年度の所得に対する法人税の額から、当該教育訓練費の額の百分の十二（当該教育訓練費割合が百分の〇・二五未満であるときは、当該教育訓練費割合から百分の〇・一五を控除した割合に四十五を乗じて計算した割合に百分の八を加算した割合（当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときは、これを切り捨てた割合）とする。）に相当する金額を控除する。この場合において、その控除を受ける金額が、当該中小企業者等の当該事業年度の所得に対する法人税の額の百分の二十に相当する金額（当該事業年度においてその事業の用に供した事業基盤強化設備につき第二項の規定により当該事業年度の所得に対する法人税の額から控除される金額又は当該事業年度において有する第三項に規定する繰越税額控除限度超過額につき同項の規定により当該事業年度の所得に対する法人税の額から控除される金額がある場合には、これ

器具及び備品で政令で定める規模のもの（以下この条において「事業基盤強化設備」という。）を取得し、又は事業基盤強化設備を製作して、これを国内にある当該特定中小企業者等の営む事業の用に供した場合（貸付けの用に供した場合を除く。次項において同じ。）には、その事業の用に供した日を含む事業年度（解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。以下この条において「供用年度」という。）の当該事業基盤強化設備の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該事業基盤強化設備の普通償却限度額と特別償却限度額（当該事業基盤強化設備の取得価額（第四号に規定する大規模法人が取得し、又は製作した同号に定める資産については、当該取得価額に政令で定める割合を乗じて計算した金額）の百分の三十に相当する金額をいう。）との合計額とする。）

一七 同 上

24 同 上

5 中小企業者等で青色申告書を提出するものの平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間に開始する各事業年度（解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。）において、当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される教育訓練費の額（その教育訓練費に充てるため他の者（当該中小企業者等との間に連結完全支配関係がある他の連結法人を含む。）から支払を受ける金額がある場合には、当該金額を控除した金額。以下この項において同じ。）がある場合において、当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される労務費の額のうち当該教育訓練費の額の占める割合（以下この項において「教育訓練費割合」という。）が百分の〇・一五以上であるときは、当該中小企業者等の当該事業年度の所得に対する法人税の額から、当該教育訓練費の額の百分の十二（当該教育訓練費割合が百分の〇・二五未満であるときは、当該教育訓練費割合から百分の〇・一五を控除した割合に四十五を乗じて計算した割合に百分の八を加算した割合（当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときは、これを切り捨てた割合）とする。）に相当する金額を控除する。この場合において、その控除を受ける金額が、当該中小企業者等の当該事業年度の所得に対する法人税の額の百分の二十に相当する金額（当該事業年度においてその事業の用に供した事業基盤強化設備につき第二項の規定により当該事業年度の所得に対する法人税の額から控除される金額又は当該事業年度において有する第三項に規定する繰越税額控除限度超過額につき同項の規定により当該事業年度の所得に対する法人税の額から控除される金額がある場合には、これ

らの金額を控除した残額）を超えるときは、当該控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

614 省略

（特定設備等の特別償却）

第四十三条 法人で青色申告書を提出するもののうち次の表の各号の上欄に掲げるものが、当該各号の中欄に掲げる減価償却資産（以下この項において「特定設備等」という。）につき政令で定める期間内に、特定設備等でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は特定設備等を製作し、若しくは建設して、これを当該法人の当該各号の上欄に規定する事業の用に供した場合（所有権移転外リース取引により取得した当該特定設備等をその用に供した場合又は同表の第二号の上欄に掲げる法人で政令で定めるもの以外のものが貸付けの用に供した場合を除く。）には、その用に供した日を含む事業年度の当該特定設備等の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該特定設備等の普通償却限度額と特別償却限度額（当該特定設備等の取得価額（第四十二条の四第六項に規定する中小企業者等以外の法人が取得し、又は製作し、若しくは建設した同表の第一号の中欄に掲げる減価償却資産については、当該取得価額に政令で定める割合を乗じて計算した金額）に当該各号の下欄に掲げる割合を乗じて計算した金額をいう。）との合計額とする。

法人	資産	割合
一 省略	省略	省略
二 政令で定める海上運送業を営む法人	当該事業の経営の合理化及び環境への負荷の低減に資するものとして政令で定める船舶	百分の十六（当該船舶のうち本邦と外国又は外国と外国との間を往来するもの（以下この号において「外航船舶」という。）で当該事業の経

らの金額を控除した残額）を超えるときは、当該控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

614 同上

（特定設備等の特別償却）

第四十三条 同上

法人	資産	割合
一 同上	同上	同上
二 同上	同上	百分の十六（当該船舶のうち本邦と外国又は外国と外国との間を往来するもので当該事業の経営の合理化に著しく資するものとして政令で定

2 省 略

	営の合理化に著しく資するものとして政令で定めるもの（当該法人が第五十九条の二第一項の規定の適用を受けるものである場合には、同項に規定する日本船舶に該当しないものを除く。）及び当該船舶のうち環境への負荷の低減に著しく資するものとして政令で定めるもの（外航船舶を除く。）については、百分の十八）

（関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却）

第四十三条の二 青色申告書を提出する法人が、関西文化学術研究都市建設促進法（昭和六十二年法律第七十二号）第五条第一項に規定する建設計画の同意の日から平成二十三年三月三十一日までの間に、同法第二条第四項に規定する文化学術研究施設のうち政令で定める要件を満たす研究所用の施設に含まれる研究所用の建物及びその附属設備並びに機械及び装置（政令で定める規模のものに限る。）で、その製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないもの（以下この項において「研究施設」という。）を取得し、又は研究施設を製作し、若しくは建

2 同 上

	めるものについては、百分の十八）

（関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却）

第四十三条の二 青色申告書を提出する法人が、関西文化学術研究都市建設促進法（昭和六十二年法律第七十二号）第五条第一項に規定する建設計画の同意の日から平成二十一年三月三十一日までの間に、同法第二条第四項に規定する文化学術研究施設のうち政令で定める要件を満たす研究所用の施設に含まれる研究所用の建物及びその附属設備並びに機械及び装置（政令で定める規模のものに限る。）で、その製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないもの（以下この項において「研究施設」という。）を取得し、又は研究施設を製作し、若しくは建

設して、これを当該法人の事業の用に供した場合（所有権移転外リース取引により取得した当該研究施設をその用に供した場合を除く。）には、その用に供した日を含む事業年度の当該研究施設の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該研究施設の普通償却限度額と特別償却限度額（当該研究施設の取得価額の百分の十六（建物及びその附属設備については、百分の八）に相当する金額をいう。）との合計額とする。

2 省 略

（地震防災対策用資産の特別償却）

第四十四条 青色申告書を提出する法人で次の表の各号の第一欄に掲げるものが、当該各号の第二欄に掲げる期間内に、当該各号の第三欄に掲げる減価償却資産のうちその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないもの（以下この項において「地震防災対策用資産」という。）を取得し、又は地震防災対策用資産を製作し、若しくは建設して、これを当該法人の事業の用に供した場合（所有権

設して、これを当該法人の事業の用に供した場合（所有権移転外リース取引により取得した当該研究施設をその用に供した場合を除く。）には、その用に供した日を含む事業年度の当該研究施設の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該研究施設の普通償却限度額と特別償却限度額（当該研究施設の取得価額の百分の二十（建物及びその附属設備については、百分の十）に相当する金額をいう。）との合計額とする。

2 同 上

（保全事業等資産の特別償却）

第四十三条の三 青色申告書を提出する法人で山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第十二条第五項に規定する認定法人（地方公共団体の出資又は拠出に係る法人で政令で定めるものに限る。）であるものが、平成三年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間に同条第一項の認定（同条第五項の認定を含む。）を受けた同条第一項に規定する保全事業等の計画（以下この項において「保全事業等の計画」という。）に従つて、当該認定の日から三年以内の期間内に、当該保全事業等の計画に記載された建物及びその附属設備並びに機械及び装置のうち政令で定めるもの（以下この項において「保全事業等資産」という。）でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は保全事業等資産を製作し、若しくは建設して、これを当該法人の営む事業の用に供した場合（所有権移転外リース取引により取得した当該保全事業等資産をその用に供した場合を除く。）には、その用に供した日を含む事業年度の当該保全事業等資産の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該保全事業等資産の普通償却限度額と特別償却限度額（当該保全事業等資産の取得価額の百分の十一（建物及びその附属設備については、百分の六）に相当する金額をいう。）との合計額とする。

2 第四十三条第二項の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。

（地震防災対策用資産の特別償却）

第四十四条 同 上

移転外リース取引により取得した当該地震防災対策用資産をその用に供した場合を除く。）には、その用に供した日を含む事業年度の当該地震防災対策用資産の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該地震防災対策用資産の普通償却限度額と特別償却限度額（当該地震防災対策用資産の取得価額に当該各号の第四欄に掲げる割合を乗じて計算した金額をいう。）との合計額とする。

法人	期 間	資 産	割 合
一 大規模地震対策特別措置法第二条第四号に規定する地震防災対策強化地域その他の地震防災のための対策を緊急に推進する必要があると認められる区域として政令で定める区域内において、地震防災に資する機械及び装置その他の減価償却資産で政令で定めるものを事業の用に供する法人で、地震防災のための対策を早急に講ずる必要があるものとして政令で定めるもの	昭和六十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで	当該機械及び装置その他の減価償却資産	百分の二十
二 省略	省略	省略	省略

2 省略

（集積区域における集積産業用資産の特別償却）

第四十四条の二 青色申告書を提出する法人が、企業立地の促進等による地域にお

法人	期 間	資 産	割 合
一 同上	昭和六十二年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで	同上	百分の八
二 同上	同上	同上	同上

2 同上

（集積区域における集積産業用資産の特別償却）

第四十四条の二 青色申告書を提出する法人が、企業立地の促進等による地域にお

ける産業集積の形成及び活性化に関する法律第七条第一項に規定する同意基本計画（以下この項において「同意基本計画」という。）に定められた同法第四条第二項第二号に規定する集積区域（以下この項において「集積区域」という。）内において、同法の施行の日から平成二十三年三月三十一日までの間に、同法第十四条第一項の承認（同法第十五条第一項の承認を含む。）を受けた同法第十四条第一項に規定する企業立地計画に定められた機械及び装置並びに政令で定める建物及びその附属設備（以下この項において「集積産業用資産」という。）で、その製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は集積産業用資産を製作し、若しくは建設して、これを当該集積区域内において当該法人の営む指定集積事業（当該同意基本計画に定められた同法第十九条各号に掲げる業種に属する事業をいう。）の用に供した場合（所有権移転外リース取引により取得した当該集積産業用資産をその用に供した場合を除く。）において、その用に供した当該集積産業用資産が政令で定める要件を満たすものであるときは、その用に供した日を含む事業年度の当該集積産業用資産の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該集積産業用資産の普通償却限度額と特別償却限度額（当該集積産業用資産の取得価額の百分の十五（建物及びその附属設備については、百分の八）に相当する金額をいう。）との合計額とする。

2 省 略

（事業革新設備等の特別償却）

第四十四条の三 青色申告書を提出する法人で、次の各号に掲げる計画について当該各号に定める認定を受けた法人（当該法人に関連するものとして政令で定める法人を含む。）が、産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十六号）の施行の日から平成二十三年三月三十一日までの間に、その製作の後事業の用に供されたことのない産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第二条第九項に規定する事業革新設備（当該各号に掲げる計画に記載された機械及び装置に限る。以下この項において「事業革新設備」という。）を取得し、又は事業革新設備を製作して、これを国内にある当該法人の営む事業の用（貸付けの用を除く。）に供した場合（所有権移転外リース取引により取得した当該事業革新設備をその事業の用に供した場合を除く。）には、その事業の用に供した日を含む事業年度の当該事業革新設備の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該事業革新設備の普通償却限

ける産業集積の形成及び活性化に関する法律第七条第一項に規定する同意基本計画（以下この項において「同意基本計画」という。）に定められた同法第四条第二項第二号に規定する集積区域（以下この項において「集積区域」という。）内において、同法の施行の日から平成二十一年三月三十一日までの間に、同法第十四条第一項の承認（同法第十五条第一項の承認を含む。）を受けた同法第十四条第一項に規定する企業立地計画に定められた機械及び装置並びに政令で定める建物及びその附属設備（以下この項において「集積産業用資産」という。）で、その製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は集積産業用資産を製作し、若しくは建設して、これを当該集積区域内において当該法人の営む指定集積事業（当該同意基本計画に定められた同法第十九条各号に掲げる業種に属する事業をいう。）の用に供した場合（所有権移転外リース取引により取得した当該集積産業用資産をその用に供した場合を除く。）において、その用に供した当該集積産業用資産が政令で定める要件を満たすものであるときは、その用に供した日を含む事業年度の当該集積産業用資産の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該集積産業用資産の普通償却限度額と特別償却限度額（当該集積産業用資産の取得価額の百分の十五（建物及びその附属設備については、百分の八）に相当する金額をいう。）との合計額とする。

2 同 上

（事業革新設備の特別償却）

第四十四条の三 青色申告書を提出する法人で、次の各号に掲げる計画について当該各号に定める認定を受けた法人（当該法人に関連するものとして政令で定める法人を含む。）が、産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十六号）の施行の日から平成二十一年三月三十一日までの間に、その製作の後事業の用に供されたことのない産業活力再生特別措置法第二条第八項に規定する事業革新設備（当該各号に掲げる計画に記載された機械及び装置に限る。以下この項において「事業革新設備」という。）を取得し、又は事業革新設備を製作して、これを国内にある当該法人の営む事業の用（貸付けの用を除く。）に供した場合（所有権移転外リース取引により取得した当該事業革新設備をその事業の用に供した場合を除く。）には、その事業の用に供した日を含む事業年度の当該事業革新設備の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該事業革新設備の普通償却限度額と特別償却限度額（当該事

度額と特別償却限度額（当該事業革新設備の取得価額の百分の二十（当該事業革新設備が、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第二十一条に規定する特定事業革新設備である場合又は第三号に掲げる計画に記載されたものである場合には、百分の二十五）に相当する金額をいう。）との合計額とする。

一 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第五条第一項に規定する事業再構築計画（同法第二条第四項第二号に規定する事業革新について記載があるものに限る。） 同法第五条第一項に規定する認定（同法第六条第一項の認定を含む。）

二 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第七条第一項に規定する経営資源再活用計画（同法第三項第二号に掲げる事項の記載があるものに限る。） 同法第一項に規定する認定（同法第八条第一項の認定を含む。）

三 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第九条第一項に規定する経営資源融合計画 同項に規定する認定（同法第十条第一項の認定を含む。）

四 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第十四条第一項に規定する事業革新設備導入計画 同項に規定する認定（同法第十五条第一項の認定を含む。）

2 青色申告書を提出する法人で次の各号に掲げる法人が、我が国における産業活動の革新等を図るための産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日（次項において「新特別措置法施行日」という。）から平成二十四年三月三十一日までの間に、その製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのない当該各号に定める機械及び装置その他の減価償却資産（以下この項及び次項において「資源需給構造変化対応設備等」という。）を取得し、又は資源需給構造変化対応設備等を製作し、若しくは建設して、これを国内にある当該法人の営む事業の用（貸付けの用を除く。次項において同じ。）に供した場合（所有権移転外リース取引により取得した当該資源需給構造変化対応設備等をその事業の用に供し

業革新設備の取得価額の百分の二十（当該事業革新設備が、産業活力再生特別措置法第二十条に規定する特定事業革新設備である場合又は第四号若しくは第五号に掲げる計画に記載されたものである場合には、百分の三十）に相当する金額をいう。）との合計額とする。

一 産業活力再生特別措置法第五条第一項に規定する事業再構築計画（同法第二条第二号に規定する事業革新（第四号において「事業革新」という。）について記載があるものに限る。） 同法第五条第一項に規定する認定（同法第六条第一項の認定を含む。）

二 産業活力再生特別措置法第七条第一項に規定する共同事業再編計画（同法第三項第四号に掲げる事項の記載があるものに限る。） 同法第一項に規定する認定（同法第八条第一項の認定を含む。）

三 産業活力再生特別措置法第九条第一項に規定する経営資源再活用計画（同法第三項第二号に掲げる事項の記載があるものに限る。） 同法第一項に規定する認定（同法第十条第一項の認定を含む。）

四 産業活力再生特別措置法第十一条第一項に規定する技術活用事業革新計画（事業革新について記載があるものに限る。） 同項に規定する認定（同法第十二条第一項の認定を含む。）

五 産業活力再生特別措置法第十三条第一項に規定する経営資源融合計画 同項に規定する認定（同法第十四条第一項の認定を含む。）

六 産業活力再生特別措置法第十六条第一項に規定する事業革新設備導入計画 同項に規定する認定（同法第十七条第一項の認定を含む。）

た場合を除く。次項において同じ。）には、その事業の用に供した日を含む事業年度の当該資源需給構造変化対応設備等の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該資源需給構造変化対応設備等の普通償却限度額と特別償却限度額（当該資源需給構造変化対応設備等の取得価額の百分の三十（建物及びその附属設備については、百分の十五）に相当する金額をいう。）との合計額とする。

一 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第十一条第一項に規定する資源生産性革新計画（同条第四項の規定に基づき同法第二条第十二項に規定する資源生産性革新設備等を導入する旨の記載があるものに限る。）について同法第十一条第一項に規定する認定（同法第十二条第一項の認定を含む。）を受けた法人（当該法人に関連するものとして政令で定める法人を含む。）を当該資源生産性革新設備等

二 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第十六条第一項に規定する資源制約対応製品生産設備導入計画について同項に規定する認定（同法第十七条第一項の認定を含む。）を受けた法人 当該資源制約対応製品生産設備導入計画に記載された同法第二条第十三項に規定する資源制約対応製品生産設備

3 青色申告書を提出する法人が、新特別措置法施行日から平成二十三年三月三十一日までの間に資源需給構造変化対応設備等を取得し、又は資源需給構造変化対応設備等を製作し、若しくは建設して、これを国内にある当該法人の営む事業の用に供した場合における前項に規定する特別償却限度額は、同項の規定にかかわらず、当該資源需給構造変化対応設備等の取得価額から普通償却限度額を控除した金額に相当する金額とする。

4 第四十三条第二項の規定は、前三項の規定を適用する場合について準用する。

（共同利用施設の特別償却）

第四十四条の五 青色申告書を提出する法人で、生活衛生同業組合（出資組合であるものに限る。）又は生活衛生同業小組合であるものが、平成三年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間に、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第五十六条の三第一項の認定を受けた同項に規定する振興計画に係る共同利用施設（以下この項において「共同利用施設」という。）でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は共同利用施設を製作し、若しくは建設して、これを当該法人の事業の用に供した場合（所有

2 第四十三条第二項の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。

（共同利用施設の特別償却）

第四十四条の五 青色申告書を提出する法人で、生活衛生同業組合（出資組合であるものに限る。）又は生活衛生同業小組合であるものが、平成三年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間に、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第五十六条の三第一項の認定を受けた同項に規定する振興計画に係る共同利用施設（以下この項において「共同利用施設」という。）でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は共同利用施設を製作し、若しくは建設して、これを当該法人の事業の用に供した場合（所有

権移転外リース取引により取得した当該共同利用施設をその用に供した場合を除く。）には、その用に供した日を含む事業年度の当該共同利用施設の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該共同利用施設の普通償却限度額と特別償却限度額（当該共同利用施設の取得価額の百分の八に相当する金額をいう。）との合計額とする。

2 省 略

（新用途米穀加工品等製造設備の特別償却）

第四十四条の七 青色申告書を提出する法人で米穀の新用途への利用の促進に関する法律第四条第一項に規定する生産製造連携事業計画（以下この項において「生産製造連携事業計画」という。）について同条第一項の認定を受けたものが、同法の施行の日から平成二十三年三月三十一日までの間に、当該認定に係る生産製造連携事業計画（同法第五条第一項の規定による変更の認定又は同条第二項の規定による変更の届出があつたときは、その変更後のもの）に記載された機械及び装置（新用途米穀加工品（同法第二条第一項に規定する新用途米穀加工品をいう。以下この項において同じ。）又は新用途米穀加工品を原材料とする加工品の製造以外に使用することができないものとして政令で定めるものに限る。以下この項において「新用途米穀加工品等製造設備」という。）でその製作の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は新用途米穀加工品等製造設備を製作した場合（所有権移転外リース取引により取得した当該新用途米穀加工品等製造設備をその用に供した場合を除く。）には、その用に供した日を含む事業年度の当該新用途米穀加工品等製造設備の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該新用途米穀加工品等製造設備の普通償却限度額と特別償却限度額（当該新用途米穀加工品等製造設備の取得価額の百分の三十に相当する金額をいう。）との合計額とする。

2 第四十三条第二項の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。

（特定地域における工業用機械等の特別償却）

第四十五条 青色申告書を提出する法人が、政令で定める期間内に、次の表の各号の第一欄に掲げる地区又は地域内において当該各号の第二欄に掲げる事業の用に供する設備で政令で定める規模のものの新設又は増設をする場合において、当該新設又は増設に係る当該各号の第三欄に掲げる減価償却資産（同表の他の号の規

権移転外リース取引により取得した当該共同利用施設をその用に供した場合を除く。）には、その用に供した日を含む事業年度の当該共同利用施設の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該共同利用施設の普通償却限度額と特別償却限度額（当該共同利用施設の取得価額の百分の八に相当する金額をいう。）との合計額とする。

2 同 上

（特定地域における工業用機械等の特別償却）

第四十五条 同 上

定の適用を受けるものを除く。以下この項において「工業用機械等」という。）を取得し、又は製作し、若しくは建設して、これを当該地区又は地域内において当該法人の当該事業の用に供したとき（所有権移転外リース取引により取得した当該工業用機械等をその用に供した場合を除く。）は、その用に供した日を含む事業年度の当該工業用機械等の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該工業用機械等の普通償却限度額と特別償却限度額（当該工業用機械等の取得価額（一の生産等設備を構成する工業用機械等の取得価額の合計額が十億円を超える場合には、十億円に当該工業用機械等の取得価額が当該一の生産等設備を構成する工業用機械等の取得価額の合計額のうちを占める割合を乗じて計算した金額）に当該各号の第四欄に掲げる割合を乗じて計算した金額をいう。）との合計額とする。）

地区又は地域	事業	資産	割合
一次に掲げる地区 イ 半島振興法 第二条第一項 の規定により 半島振興対策 実施地域とし て指定された 地区 ロ 過疎地域自 立促進特別措 置法第二条第 一項に規定す る過疎地域の うち政令で定 める地区 ハ 離島振興法 第二条第一項 の規定により	製造の事業その 他の政令で定め る事業	機械及び装置並び に建物及びその附 属設備で、政令で 定めるもの	百分の十（建物 及びその附属設 備については、 百分の六）

地区又は地域	事業	資産	割合
一同上	同上	同上	同上
イ 同上			
ロ 同上			
ハ 同上			

二、四 省略	離島振興対策 実施地域とし て指定された 地区及びこれ に類する地区 として政令で 定める地区 二 山村振興法 第七条第一項 の規定により 振興山村とし て指定された 地区	省略	省略	省略
--------	--	----	----	----

2 省略

(医療用機器等の特別償却)

第四十五条の二 青色申告書を提出する法人で医療保健業を営むものが、昭和五十四年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間に、次の各号に掲げる減価償却資産のうちその製作の後事業の用に供されたことのないもの(以下この項において「医療用機器等」という。)を取得し、又は医療用機器等を製作して、これを当該法人の営む医療保健業の用に供した場合(所有権移転外リース取引により取得した当該医療用機器等をその用に供した場合を除く。)には、その用に供した日を含む事業年度の当該医療用機器等の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該医療用機器等の普通償却限度額と特別償却限度額(当該医療用機器等の取得価額に当該各号に定める割合を乗じて計算した金額をいう。)との合計額とする。

一 医療用の機械及び装置並びに器具及び備品(政令で定める規模のものに限る

二、四 同上	二 水源地域対策 特別措置法 第三条第一項 の規定により 水源地域とし て指定された 地区のうち政 令で定める地 区	同上	同上	同上
--------	--	----	----	----

2 同上

(医療用機器等の特別償却)

第四十五条の二 青色申告書を提出する法人で医療保健業を営むものが、昭和五十四年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間に、次の各号に掲げる減価償却資産のうちその製作の後事業の用に供されたことのないもの(以下この項において「医療用機器等」という。)を取得し、又は医療用機器等を製作して、これを当該法人の営む医療保健業の用に供した場合(所有権移転外リース取引により取得した当該医療用機器等をその用に供した場合を除く。)には、その用に供した日を含む事業年度の当該医療用機器等の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該医療用機器等の普通償却限度額と特別償却限度額(当該医療用機器等の取得価額に当該各号に定める割合を乗じて計算した金額をいう。)との合計額とする。

一 医療用の機械及び装置並びに器具及び備品で政令で定めるもの(次号に掲げ

るもの（うち、高度な医療の提供に資するもの又は先進的なものとして政令で定めるもの（次号及び第三号に掲げるものを除く。）） 百分の十四

二 省 略

三 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第七項第一号に規定する新型インフルエンザに係る医療の提供を目的とする病床の確保に資する機械及び装置並びに器具及び備品で政令で定めるもの 百分の二十

2 青色申告書を提出する法人で医療保健業を営むものが、平成十九年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間に、その有する病院用又は診療所用の建物及びその附属設備のうち次に掲げる施設の用に供されている部分を介護保険法第八条第二十五項に規定する介護老人保健施設その他の政令で定める施設（以下この項において「特定施設」という。）とするための増築又は改築（以下この項において「増改築」という。）をし、これを事業の用に供した場合（所有権移転外リース取引により取得した当該特定施設をその用に供した場合を除く。）には、その用に供した日を含む事業年度の当該特定施設（当該増改築のための工事によつて取得し、又は建設した建物及びその附属設備の部分に限る。以下この項において「特定増改築施設」という。）の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該特定増改築施設の普通償却限度額と特別償却限度額（当該特定増改築施設の基準取得価額（取得価額に政令で定める割合を乗じて計算した金額をいう。）の百分の十五に相当する金額をいう。）との合計額とする。

一・二 省 略

3 青色申告書を提出する法人で医療保健業を営むものが、平成十三年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間に、その建設の後事業の用に供されたことのない病院用若しくは診療所用の建物及びその附属設備（当該法人の営む医療保健業の用に供していた病院用又は診療所用の建物及びその附属設備（財務省令で定めるものを除く。）についてその用途を廃止し、これに代わるものとして新たに建設されたもので医療法第二十一条第一項又は第二項及び第二十三条第一項の規定に基づく病院又は診療所の施設及び構造設備の基準を満たすものに限る。以下この項において「建替え病院用等建物」という。）を取得し、又は建替え病院用等建物を建設して、これを当該法人の営む医療保健業の用に供した場合（所有権移転外リース取引により取得した当該建替え病院用等建物をその用に供した場合を除き、救急医療の確保その他の医療の提供体制の整備に資するものとして政令で定める要件を満たす場合に限る。）には、その用に供した日を含む事業年度

るものを除く。） 百分の十四

二 同 上

2 青色申告書を提出する法人で医療保健業を営むものが、平成十九年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間に、その有する病院用又は診療所用の建物及びその附属設備のうち次に掲げる施設の用に供されている部分を介護保険法第八条第二十五項に規定する介護老人保健施設その他の政令で定める施設（以下この項において「特定施設」という。）とするための増築又は改築（以下この項において「増改築」という。）をし、これを事業の用に供した場合（所有権移転外リース取引により取得した当該特定施設をその用に供した場合を除く。）には、その用に供した日を含む事業年度の当該特定施設（当該増改築のための工事によつて取得し、又は建設した建物及びその附属設備の部分に限る。以下この項において「特定増改築施設」という。）の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該特定増改築施設の普通償却限度額と特別償却限度額（当該特定増改築施設の基準取得価額（取得価額に政令で定める割合を乗じて計算した金額をいう。）の百分の十五に相当する金額をいう。）との合計額とする。

一・二 同 上

3 青色申告書を提出する法人で医療保健業を営むものが、平成十三年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間に、その建設の後事業の用に供されたことのない病院用若しくは診療所用の建物及びその附属設備（当該法人の営む医療保健業の用に供していた病院用又は診療所用の建物及びその附属設備（財務省令で定めるものを除く。）についてその用途を廃止し、これに代わるものとして新たに建設されたもので医療法第二十一条第一項又は第二項及び第二十三条第一項の規定に基づく病院又は診療所の施設及び構造設備の基準を満たすものに限る。以下この項において「建替え病院用等建物」という。）を取得し、又は建替え病院用等建物を建設して、これを当該法人の営む医療保健業の用に供した場合（所有権移転外リース取引により取得した当該建替え病院用等建物をその用に供した場合を除き、救急医療の確保その他の医療の提供体制の整備に資するものとして政令で定める要件を満たす場合に限る。）には、その用に供した日を含む事業年度